

令和 8 年 6 月 29 日開催

石狩市教育委員会会議（6 月定例会）資料

< 議案 >

議案第 1 号 石狩市立学校における働き方改革推進計画（第 3 期）の一部改訂について・・・・・・・・・・別冊

議案第 2 号 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について・・・・・・・・・・P 1～2

< 協議事項 >

①令和 8 年度教育委員会の点検・評価について（令和 7 年度実施分）・・・・・・・・別冊

< 報告事項 >

①石狩市教育委員会基礎データについて・・・・・・・・・・別冊

石 狩 市 教 育 委 員 会

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則をここに公布する。

令和 年 月 日

石狩市教育委員会教育長 西 田 正 人

石狩市教育委員会規則第 号

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(石狩市立学校管理規則の一部改正)

第 1 条 石狩市立学校管理規則（昭和50年教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（学校評価） 第21条の2 学校は、当該学校の教育水準の向上を図るため、教育活動その他の学校運営の状況について、自らの評価（以下「自己評価」という。）及び学校関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するものとする。 2 略	（学校評価） 第21条の2 学校は、当該学校の教育水準の向上を図るため、教育活動その他の学校運営の状況について、自らの評価（以下「自己評価」という。）及び学校関係者による評価（以下「学校関係者評価」という。）を行い、その結果を公表するとともに、<u>学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 略 3 <u>第1項の措置を講ずるに当たっては、当該措置が、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第8条第1項に規定する業務量管理・健康確保措置実施計画に適合するものとなるようにしなければならない。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

(石狩市学校運営協議会規則の一部改正)

第 3 条 石狩市学校運営協議会規則（令和元年教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

改 正 前	改 正 後
（学校運営に関する基本的な方針の承認）	（学校運営に関する基本的な方針の承認）

第4条 法第47条の5第4項の規定に基づき、対象学校の校長が基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない事項は次のとおりとする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 略</u> 2 略	第4条 略 (1)～(3) 略 <u>(4) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理及び健康確保措置の実施に関すること。</u> <u>(5) （改正前第4号と同じ。）</u> 2 略
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の石狩市立学校管理規則及び石狩市学校運営協議会規則の規定は、令和8年4月1日から適用する。